



栃木県公報

令和元（2019）年
12月13日（金）
第63号

目 次

告 示

- 栃木県一般会計補正予算…………… 585
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定…………… 588
- 解除予定保安林…………… 588

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… 588
- 公共測量の実施…………… 589

正 誤

- 令和元（2019）年号外第39号中…………… 589

告 示

栃木県告示第404号

令和元年度栃木県一般会計補正予算（第6号）については、令和元（2019）年12月6日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和元（2019）年12月13日

栃木県知事 福田 富 一

令和元年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

今回の補正予算は、国の「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に呼応し、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた中小・小規模事業者や農業者の支援、観光需要喚起のための支援等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、44億2,884万円の増額となり、既定予算が8,658億4,008万円であったので、補正後の予算総額は、8,702億6,892万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	254,000,000		254,000,000
2 地方消費税清算金	77,603,000		77,603,000
3 地方譲与税	36,365,000		36,365,000
4 地方特例交付金	3,100,000		3,100,000
5 地方交付税	127,008,924	368,439	127,377,363
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,725,063		2,725,063
8 使用料及び手数料	10,988,120		10,988,120
9 国庫支出金	121,846,698	2,818,401	124,665,099

10	財 産 収 入	1,552,650		1,552,650
11	寄 附 金	191,080		191,080
12	繰 入 金	26,195,716		26,195,716
13	繰 越 金	1,991,000		1,991,000
14	諸 収 入	76,456,829		76,456,829
15	県 債	125,216,000	1,242,000	126,458,000
	合 計	865,840,080	4,428,840	870,268,920

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,544,084		1,544,084
2 総 務 費	34,878,378		34,878,378
3 民 生 費	112,791,854		112,791,854
4 衛 生 費	57,320,969		57,320,969
5 労 働 費	2,481,990		2,481,990
6 農 林 水 産 業 費	38,575,802	494,414	39,070,216
7 商 工 費	59,746,059	757,700	60,503,759
8 土 木 費	94,369,786		94,369,786
9 警 察 費	44,654,467		44,654,467
10 教 育 費	187,777,529	12,426	187,789,955
11 災 害 復 旧 費	47,437,443	3,164,300	50,601,743
12 公 債 費	104,034,399		104,034,399
13 諸 支 出 金	79,727,320		79,727,320
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	865,840,080	4,428,840	870,268,920

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	201,781,741		201,781,741
2 公 共 事 業 費	57,577,962	193,759	57,771,721
3 建 設 事 業 費	73,556,550	743,264	74,299,814
4 公 債 償 還 費	104,034,399		104,034,399
5 主 要 義 務 費	129,318,458		129,318,458
6 税 交 付 金 等	79,727,320		79,727,320

7 一 般 行 政 費	85,087,134	180,308	85,267,442
8 受 託 事 務 費	2,514,225		2,514,225
9 県 単 補 助 金	15,261,524	125,609	15,387,133
10 県 単 貸 付 金	61,996,300		61,996,300
11 災 害 復 旧 費	47,398,936	3,185,900	50,584,836
12 直 轄 事 業 負 担 金	7,585,531		7,585,531
合 計	865,840,080	4,428,840	870,268,920

部局別主要事業

（単位 千円）

事 業 名	予 算 額	説 明
〔環境森林部〕 1 公 共 事 業 費	193,759	災害関連公共事業の施行に要する経費 1 治山 140,000 2 森林整備 53,759
2 災 害 復 旧 事 業 費	185,900	県単災害復旧事業の施行に要する経費 1 治山 164,300 2 自然公園等施設 21,600
〔産業労働観光部〕 3 中小企業等グループ 施設等復旧事業費	3,000,000	中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者 が行う施設・設備の復旧支援に要する経費の補正 (補正前) 3,039,229 → (補正後) 6,039,229 ・補助率 中小企業等3/4 (国1/2、県1/4) 中堅企業等1/2 (国1/3、県1/6)
4 地 域 企 業 再 建 支 援 事 業 費	600,000	被害を受けた中小企業者の復旧支援に要する経費 ・補助率 2/3 (国4/9、県2/9)
5 観 光 需 要 喚 起 対 策 事 業 費	136,100	被災により落ち込んだ観光需要を喚起するための旅行・宿泊料 金の割引の支援等に要する経費 ・期 間 令和元（2019）年12月～令和2（2020）年3 月（予定） ・委 託 先 旅行会社 ・割 引 額 1人泊当たり上限5千円 ・割引限度額 日本人旅行者 15千円（3泊分） 外国人旅行者 50千円（10泊分）
〔農政部〕 6 強 い 農 業 ・ 担 い 手 づ くり 総 合 支 援 事 業 費	234,342	被害を受けた農業生産施設等の再建等への助成に要する経費の 補正 (補正前) 623,882 → (補正後) 858,224 ・補助対象 農業用機械、畜舎等 ・補 助 率 (補正前) 国3/10、県0.5/10、市町0.5/10 → (補正後) 国5/10、県 2/10、市町 2/10
7 被 災 農 家 営 農 再 開 緊 急 対 策 事 業 費	66,313	保管していた米が被害を受けた農家の営農再開に向けた取組に 対する助成 ・事業主体 市町 ・補助対象 土壌診断、種苗等資材の準備等 ・補 助 率 国1/2、県1/4、市町1/4（10a当たり70千円上限）

[教育委員会事務局] 8 栃木工業高校新実習棟等整備事業費	12,426	新実習棟等の整備に向けた設計に要する経費 [事業概要] ・整備地 栃木工業高校敷地内 ・事業期間 令和元(2019)～令和2(2020)年度 ・総事業費 約2.6億円 ・供用開始 令和2(2020)年12月予定
----------------------------------	--------	--

(財政課)

栃木県告示405号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
足利市朝倉町261番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第406号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元(2019)年12月13日

栃木県知事 福田 富一

- I
- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- II
- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の

3 第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年12月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営矢野口地区土地改良（区画整理）事業	平成31（2019）年3月11日

（農地整備課）

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年12月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市上金井町
- 3 作業期間
令和元（2019）年11月19日から令和2（2020）年2月28日まで

（監理課）

正 誤

発行番号	ペ ー ジ	行	正	誤
令和元 （2019）年 号外第39号	1	10	第388号	第38号